

令和2年6月21日に施行される「改正卸売市場法」の規定により、加古川市公設地方卸売市場における以下の事項を公表します。

【1. 売買取引の方法】

（加古川市公設地方卸売市場業務条例（以下「条例」という。）第28条及び第29条）

（売買取引の原則）

第28条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

（売買取引の方法）

第29条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号における売買取引の方法によらなければならない。

（1） 青果部に属する物品のうち、せり売又は入札の方法によることが適当である兵庫県産の軟弱野菜で、規則で定めるもの せり売又は入札の方法

（2） 前号に掲げる物品以外の青果部に属する物品のうち、毎日の卸売予定数量のうち少なくとも一定の割合に相当する部分についてせり売又は入札の方法によることが適当である国産野菜及び国産果実で、規則で定めるものを除くもの 毎日の卸売予定数量のうち、市長が別に定める一定の割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対取引

（3） 前2号に掲げる物品以外の青果部に属する物品及び水産物部に属する物品 せり売若しくは入札の方法又は相対取引

2 卸売業者は、前項第1号及び第2号に掲げる物品（前項第2号に掲げる物品にあつては、同号の一定の割合に相当する部分に限る。）については、災害の発生その他の規則で定める特別な事情がある場合であつて市長がせり売又は入札の方法によることが著しく不適当と認めて承認したときは、相対取引の方法によることができる。

3 卸売業者は、第1項第2号及び第3号に掲げる物品については、入荷量が一時的に著しく減少したときその他の規則で定める特別な事情がある場合であつて、市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。

【2. 決済の方法】（条例第46条、第50条及び第51条）

（仕切及び送金）

第46条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売、入札又は相対取引に係る価格をいう。以下同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の消費税相当額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第51条ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額並びに当該合計額の消費税相当額）、控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税相当額を含む。）並びに差引仕切金（以下「売買仕切金」という。）の額を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。ただし、受託契約約款で特別の定めをした場合は、これによるものとする。

（買受代金の即時支払義務）

第50条 仲卸業者又は売買参加者は、卸売業者から買受物品の引渡しを受けると同時に、買受物品の代金（買い受けた額と当該金額の消費税相当額を加えた額とする。）を支払わなければならない。ただし、

卸売業者と支払期日又は支払方法について特約を結んだ場合は、これによるものとする。

- 2 卸売業者は、前項ただし書の規定により特約を結んだときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合も同様とする。
- 3 第 46 条及び第 1 項に定めるもののほか、取引参加者は、相手方と取り決めた支払期日及び支払方法に従って、市場での売買に係る代金の支払いを行わなければならない。

(卸売代金の変更の禁止)

第 51 条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金を変更してはならない。ただし、市長の指定する職員が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

【 3. 卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項】

項目	遵守事項	理由	該当条文
第三者販売の禁止	卸売業者は、一部の例外を除き市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。	市場取引の秩序保持のため	第 33 条
直荷引きの禁止	仲卸業者は、一部の例外を除き市場内においては、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品を市場の卸売業者以外の者から買入れて販売してはならない。	市場取引の秩序保持のため	第 40 条の 2 第 2 項
商物一致の原則	卸売業者は、一部の例外を除き市場における卸売の業務については、市場内にある取扱物品以外の物品の卸売をしてはならない。	市場取引の秩序保持のため	第 35 条
受託拒否の禁止	卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について、市場における卸売のための販売の委託の申し込みがあつた場合には、あらかじめ市長に届け出た受託契約約款によらないことその他の正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。	市場取引の秩序保持及び出荷者の利益保護のため	第 32 条第 3 項